

【宇和島市商店街出店者支援事業】 ～ 補助金が交付されるまでの流れ ～

(申請前) 事前相談

補助金の交付を受けようという方は、
補助金の対象者に該当するか確認いたしますので、
担当までお問い合わせください。

申請者

1 補助金の 交付申請書 を提出

事前相談後、補助金の交付対象者であることの確認が取れれば、必要な書類を揃えて補助金の「交付申請書」を提出してください。

3 (契約・発注) 事業着手

補助金の交付決定通知書を受け取った後に、契約・発注などを経て事業を実施してください。

4 (事業実施・支払い) 事業完了

事業を実施し、補助金の対象経費に係る全ての支払い等を完了させてください。

5 事業の 実績報告書 を提出

完了した事業の実績について、対象経費の支払いが分かる領収書（振込依頼書）、写真等を添えて「実績報告書」を提出してください。

7 確定した補助金額について 請求書 を提出

補助金額の確定通知書を受け取った後、「請求書」を提出してください。

宇和島市役所

2 補助金の 交付決定通知書 を発行

交付申請書により対象経費を確認し、**1週間程度**で補助金の「交付決定通知書」を発行します。

※事業の着手は、補助金の「交付決定通知書」を受け取った後に実施してください。

交付決定前に事業に着手すると補助金の対象とできなくなります。



6 補助金の 確定通知書 を発行

実績報告書により事業の内容、対象経費の支払い実績を審査後、「確定通知書」を発行します。

8 補助金交付

請求書の提出後、**1ヶ月程度**で補助金が支払われます。

【宇和島市商店街出店者支援事業】

お支払いについて

【クレジットカードで支払った場合】

- ① **クレジットカード会社の発行する明細書**
 - ② **利用金額の振替等を確認できる書類**（通帳の表紙及び振込金額のわかるページ）の提出をお願いします。
- なお、当該年度期間中に口座振替が実施されていない場合は、補助の対象となりません。

【ネットバンキングを利用した振込の場合】

- ① **受付完了画面の写し(振込証明書)**
 - ② **資金移動後の出入金一覧の明細書**
 - ③ **請求書** の提出をお願いします。
- なお、振込手数料は補助対象経費となりません。